

日本人父により認知された子の日本国籍取得について

(国籍法第3条による国籍取得の手続き)

在カンボジア日本国大使館

婚姻関係にない父母の間に生まれ、父親が日本人である
18歳未満の子については、父の認知の後に、日本国籍
を取得することができます。

1. 国籍取得の要件

国籍を取得しようとする方は、以下の全て条件に該当していることを確認してください。

- (1) 父に認知されていること。
- (2) 18歳未満であること。
- (3) 認知をした父が子の出生時に日本国民であったこと。
- (4) 認知した父が現に日本国民であること。
- (5) 日本国民であったことがないこと。

2. 認知届の提出方法（大使館・領事事務所に届け出る場合）

- (1) 届出人は、認知する日本人父本人（代理人不可）。
- (2) 提出書類等

☐	①	認知届（当館備付け）：2通
☐	②	子の出生証明書：2通（原本1通、写し1通）※町役場発行のもの
☐	③	子の出生証明書の和訳文：2通

※その他、必要に応じて追加書類を求める場合があります。

3. 国籍取得届の提出方法

- (1) 届出人

日本国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、その法定代理人（親権者等）。その者が15歳以上であるときは本人。届出人が必ず来館してください。

(2) 提出書類等

☐	①	国籍取得届（当館備付け）：2 通
☐	②	写真（5cm×5cm、6 ヶ月以内に撮影されたもの）：2 枚 ※届出書に貼付。無帽、無背景、正面をむいた上半身が写っているもの。申請者が 15 歳未満の場合は、法定代理人（親権者）と一緒に写っているもの。申請者が 15 歳以上の場合は、申請者のみが写っているもの。
☐	③	子の出生証明書及び和訳文： 各 2 通（原本 1 通、写し 1 通） ※証明書は町役場発行のもの
☐	④	子の居住証明書及び和訳文： 各 2 通（原本 1 通、写し 1 通） ※証明書は町役場発行のもの
☐	⑤	A. 母が懐胎（妊娠）した時期の両親の渡航履歴を証する書面（当時の出入国印のあるパスポートなど）：2 通 ※パスポートの場合は、全てのページの写し 2 部及び原本の提示。 B. 上記 A.を提出できない場合、その理由書及び父母が接触可能であったことを示す資料 2 通（原本 1 通、写し 1 通）が必要です。 ※懐胎（妊娠）予想時期の資料の例： 懐胎当時に受領した郵便物、居住証明書、撮影時期の分かる父母と一緒に撮影された写真。
☐	⑥	認知に至った経緯等を両親それぞれが記載した申述書（外国語で作成した場合は和訳文）：各 2 通（原本 1 通、写し 1 通） ※申述事項は、ひな型を参照。 ※父母のいずれかが申述書を提出できない場合は、その理由書（外国語の場合は日本語翻訳文）を提出する。
☐	⑦	届出人を確認する写真付き身分証明書の原本（パスポート、National ID、スクール ID、運転免許証など。）

※その他、必要に応じて追加書類を求める場合があります。

※兄弟姉妹の届出を同時に行う際に共通して提出する書類がある場合は、当該書類の原本は 1 通のみとし、残りの提出分は写しで差し支えありません。

※令和 6 年 4 月 1 日施行の戸籍法改正に伴い、戸籍・国籍関係の届出に関し、原則として戸籍謄本の提出が不要となりました（注）。ただし、届出用紙には本籍地等を記載する欄があるので、御記入の際には、予め本籍及び筆頭者

のお名前を必ず御確認ください。なお、お手元に戸籍謄本があれば、届出の内容確認のため来館の際にお持ちください。

(注) 原戸籍・除籍を含む戸籍情報の一部については、電子データ化されていないため、従前どおり戸籍謄本を提出していただく必要があります。

4. 戸籍法上の国籍取得届の提出方法(国籍取得後の手続き)

(1) 届出方法

国籍取得は、法務省において届出書類の審査が行われ、日本国籍の条件を備えていると認められたときは、「国籍取得証明書」が法務省から発行され、届出を受け付けた在外公館に送付されます。

この証明書が当館に到着し次第、届出人に対しその旨を連絡し、届出人は来館の上、「戸籍法上の国籍取得届」を提出する必要があります。この届出が出されることにより本国籍取得者の戸籍が編製されます（戸籍が編製されない限り、日本国旅券の申請はできません。）。

なお、国籍法上の国籍取得届を届出人が海外で届出後、日本に滞在することが明らかな場合は、「国籍取得証明書」の交付を日本国内で希望する旨及び日本国内での連絡先（住所及び勤務先の所在、電話番号等）を記載した書面を提出することにより、日本で受け取ることも可能です。

(2) 提出書類等

☐	①	戸籍法上の国籍取得届（当館備付け）：2 通
☐	②	国籍取得証明書：1 通（大使館・領事事務所にて保管）

以上